

高齢者虐待防止のための指針

1. 特別養護老人ホーム高瀬荘における高齢者虐待防止に関する基本的な考え方

特別養護老人ホーム高瀬荘（以下、「高瀬荘」という）では、高齢者虐待は重大な人権侵害であり看過されることのない犯罪行為という認識のもと、高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」という）の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持や人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待防止とともに虐待の早期発見並びに早期対応に努め、高齢者虐待に該当する以下の行為のいずれも行わないこととします。

- ① 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること
- ② 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること（ネグレクト）
- ③ 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ④ 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- ⑤ 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

なお、高齢者は高瀬荘利用者（入所者）と読み替えて差し支えない。

2. 虐待防止検討委員会その他高瀬荘内の組織に関する事項

- ・ 高瀬荘では、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会（以下、「委員会」という）」を組織します。なお、委員会の運営責任者は高瀬荘所長とし職員教育及び啓発、有事には問題解決と再発防止の責務を負い、委員会への指示命令や関係機関への説明報告、通報を行うものとします。また、施設サービス計画作成担当者を虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下、「担当者」という）と定め、運営責任者の指示命令の下、委員会や職員研修の開催、有事には相談受付や問題解決に伴う事実確認、記録等高瀬荘内での実務を担います。他、生活相談員、介護員、看護師の上席者等、職種の代表者を委員会の構成職員とし、それぞれ職種での職員教育や啓発並びに虐待防止の責務を負い、有事には相談受付や聴き取り、事実確認や運営責任者、担当者への報告の役割を担います。
- ・ 委員会は「職種代表者会議」と関係する職種、取扱う事項が相互に関係深いと認めるため一体的に設置、運営することとします。
- ・ 委員会の開催には状況に応じて対面以外の方法を用いる場合があります。
- ・ 委員会は毎月職種代表者会議に合わせ開催される他、必要都度担当者により招集、開催されます。
- ・ 委員会の議題は担当者が定め、具体的には以下のような内容について協議します。
 - ① 委員会その他施設内の組織に関すること
 - ② 虐待防止のための指針の整備に関すること
 - ③ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④ 虐待等について職員が相談並びに報告できる体制整備に関すること
 - ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、保険者等への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑥ 虐待等が発生した場合、その原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑦ 再発防止策の効果についての評価に関すること
 - ⑧ 各種報道等による虐待事例の共有と周知による、職員の虐待防止意識向上に関すること（啓発）

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- ・ 職員に対する虐待防止のための研修の内容は、虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及並びに啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止に徹底を図るものとし以下の研修プログラムにより年2回以上行います。また新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施します。
 - ① 高齢者虐待防止法の基本的な理解
 - ② 高齢者虐待の種類と考え方の理解
 - ③ 早期発見並びに事実確認と報告（早期対応）の手順と方法
 - ④ 発生後の再発防止（改善）策について
 - ⑤ 成年後見制度等、高齢者の権利擁護について理解
- ・ 研修の実施内容については、研修資料、出席者等実施概要を記録し、帳票または電磁的記録等により保存します。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ・ 虐待やその疑いが発生（確認）した場合には、委員会が調査し、客観的事実に基づき速やかに北アルプス広域連合等保険者へ報告するとともに、被虐待者の安全確保と因子の除去に努めます。特に緊急性の高い事案の場合には、保険者並びに警察の協力を仰ぎ、被虐待者の生命の保全と人権の尊重を優先します。
- ・ 委員会の調査の結果、虐待者が職員であった場合には法人本部に報告し、服務規程違反による懲戒等、職種、役職の如何にかかわらず厳正に処分し、その客観的事実を保険者等へ報告、警察に届け、以降の判断（処罰等）を司直の手に委ねます。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ・ 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合は職種上席者（課長・係長・主任等）または担当者に報告します。虐待者が職種上席者及び担当者本人であった場合には所長に相談します。
- ・ 担当者は報告を受けた職種上席者及び発見者からの報告、相談に応じます。以降の虐待者への事実確認等に際し、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意します。虐待者が職種上席者及び担当者の場合は所長が担当者を代行します。
- ・ 事実や聴き取り等確認の経緯は時系列にまとめ実名で整理、保存されます。なお、周知等に使用する場合は、実名を全て仮称（または伏字）とし個人の特定を防ぎます。また、守秘義務の適応範囲内であり、職員が高瀬荘外で口外することはサービス規程違反であり罰せられる可能性があることを徹底します。
- ・ 事実確認の結果、虐待の客観的事実を確認した場合は、虐待者へ改善を求めると同時に法人本部へ報告、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- ・ 虐待者が改善要求に従わない場合や悪質性や再発の可能性が高い場合には、保険者や警察等外部機関へ相談します。
- ・ 虐待等発生からの経緯や事実確認の内容、原因、対応（解決）方法や対応後の状況は委員会において検証され再発防止策を作成、職員に周知します。また必要に応じ保険者等関係機関や地域住民等に対して説明し報告します。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者等に対して成年後見制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7. 虐待等に係わる苦情解決方法に関する事項

- ・ 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は内容を苦情解責任者に報告します。
- ・ 寄せられた苦情は別に定める苦情に関する指針（対応マニュアル）と本指針により、相談者等の個人情報の取扱いに十分注意し対応します。
- ・ 高瀬荘の他、第三者委員や市町村、保険者、国民健康保険団体連合会でも苦情を受け付けている旨を周知します。（重要事項説明書）

8. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

- ・ 利用者等は求めればいつでも本指針を閲覧することができます。また高瀬荘玄関ロビー、高瀬荘ホームページにおいて、いつでも閲覧可能な状態とします。

9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

- ・ 外部で開催される虐待防止、権利擁護に関する研修には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を積みます。

附則

この指針は、令和3年4月1日より施行する